

◎ 70歳以上75歳未満の場合（令和8年8月から令和9年7月まで）

所得区分 ※1		外来(個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	多数回該当	年間上限
現役並み所得者	Ⅲ(課税所得 690万円以上)	270,300円+ (総医療費-901,000円) ×1%		140,100円	168万円
	Ⅱ(課税所得 380万円以上 690万円未満)	179,100円+ (総医療費-597,000円) ×1%		93,000円	111万円
	Ⅰ(課税所得 145万円以上 380万円未満)	85,800円+ (総医療費-286,000円) ×1%		44,400円	53万円
一般		22,000円 ※2	61,500円		53万円 ※3
低所得者Ⅱ ※4		11,000円 ※5	25,700円	24,600円	29万円
低所得者Ⅰ ※6		8,000円	15,700円	なし	18万円

※1 所得は前年の所得です（1～7月診療分は前々年の所得によります）

※2 年間（8月～翌年7月）の外来の限度額は216,000円です（一般、低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の外来自己負担額の合計の限度額）

※3 年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い

※4 世帯主および被保険者全員が住民税非課税の世帯に属する人

※5 年間（8月～翌年7月）の外来の限度額は96,000円です（一般、低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の外来自己負担額の合計の限度額）

※6 世帯主および被保険者全員が住民税非課税で、かつ世帯全員の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる世帯に属する人